

1. 基本データ

施設	施設名	八尾市まちなみセンター			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	都市整備部			
	課名	都市政策課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	久宝寺寺内町の歴史的遺産の継承と地域活動の拠点となることを目的に設置され、会議室等の貸し出しや展示を行う			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	地元要望と、市の施策として寺内町を継承していくため			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市まちなみセンター条例

3. 施設データ

所在地	久宝寺3-3-20			複合・併設施設有無を【選択】施設名を記入	無	
敷地面積	803.06 m ²	うち、借地面積	0 m ²	建築構造【選択】	SRC造	
延床面積	438.76 m ²			建築年月(西暦)	2000年	4月
避難所指定【選択】	指定無し			(その他具体名)	管理形態【選択】	指定管理運営

1. 基本データ

施設	施設名	山本球場			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	文化・スポーツ振興課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民を対象にスポーツ施設を提供することにより、スポーツ振興を推進する。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	近鉄所有の球場を譲り受けたもの。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立山本球場条例

3. 施設データ

所在地	山本町南7-9-11			複合・併設施設有無を【選択】施設名を記入	無	
敷地面積	15,189.38 m ²	うち、借地面積	0 m ²	建築構造【選択】	RC造	
延床面積	1,001.09 m ²			建築年月(西暦)	1991年	4月
避難所指定【選択】	その他(その他具体名に記入)	(その他具体名)	災害時用臨時ヘリポート	管理形態【選択】	指定管理運営	

1. 基本データ

施設	施設名	総合体育館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	文化・スポーツ振興課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民を対象にスポーツ施設を提供することにより、スポーツ振興を推進する。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	国体の開催に合わせ、市の重点施策として整備したもの。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立総合体育館条例

3. 施設データ

所在地	青山町3-5-24			複合・併設施設有無を【選択】施設名を記入	無	
敷地面積	16,818.95	m ²	うち、借地面積	0	m ²	建築構造【選択】 RC造
延床面積	12,780.88	m ²			建築年月(西暦)	1997年 6月
避難所指定【選択】	その他(その他具体名に記入(その他具体名))				緊急輸送拠点・防災備蓄拠点	管理形態【選択】

1. 基本データ

施設	施設名	屋内プール			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	文化・スポーツ振興課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民を対象にスポーツ施設を提供することにより、スポーツ振興を推進する。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	市民のスポーツの振興を図り、健康の増進に寄与することと、水に親しむ機会の創出や水泳技術の向上を図る必要性の高まりと、近隣のごみ焼却施設の余熱利用方策の一環として設置。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立屋内プール条例

3. 施設データ

所在地	上尾町7-1-17			複合・併設施設有無を【選択】施設名を記入	無	
敷地面積	4,708.89	m ²	うち、借地面積	0	m ²	建築構造【選択】 RC造
延床面積	6,270.56	m ²			建築年月(西暦)	1999年 11月
避難所指定【選択】	指定無し				(その他具体名)	管理形態【選択】

1. 基本データ

施設	施設名	南木の本防災体育館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	文化・スポーツ振興課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民を対象にスポーツ施設を提供することにより、スポーツ振興を推進する。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	旧府立高校体育館を譲り受け、防災公園とセットで設置された。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立南木の本防災体育館条例

3. 施設データ

所在地	南木の本3-1-9			複合・併設施設 有無を【選択】 施設名を記入	有	八尾市立南木の本防災公園			
敷地面積	2,400.01	m ²	うち、借地面積		m ²	建築構造【選択】	RC造		
延床面積	2,994.86	m ²			建築年月(西暦)	1981	年	3	月
避難所指定【選択】	指定避難所				(その他具体名)	管理形態【選択】	指定管理運営		

1. 基本データ

施設	施設名	くらし学習館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	教育委員会事務局			
	課名	生涯学習課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民の生涯学習を推進するとともに、環境教育、消費者教育、防犯・防災教育、食育その他社会の要請の強い公共の課題に対し、市民が主体的に学び、その成果を市民参画と協働のまちづくりに活かすことができる社会教育施設として設置			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	公民館分館(婦人会館)として活用していた施設を、女性に限らず幅広く利用できる社会教育施設とするため、平成21年度より上記概要に記載の施設として位置づけを変更し、名称も「くらし学習館」と改名した。また、併せて、同年度より、指定管理者制度を導入し、現在は指定管理者が管理運営を行っている。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立くらし学習館条例

3. 施設データ

所在地	本町3-10-10		複合・併設施設有無を【選択】施設名を記入	無	
敷地面積	567.00	m ²	うち、借地面積		m ²
延床面積	350.05	m ²	建築構造【選択】		S造
避難所指定【選択】	指定無し		(その他具体名)	建築年月(西暦)	2005年 3月
			管理形態【選択】	指定管理運営	

1. 基本データ

施設	施設名	生涯学習センター			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	教育委員会事務局			
	課名	生涯学習課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民の生涯学習を推進し、市民の教養、文化の発展と健康と生きがいのある市民生活の向上を図る。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	これまでの社会教育活動にみられた単に学ぶことから、今後の高齢化社会の進展の中で、知的・精神的・体力的健全さを長くいつまでも保持し、社会の高度化に遅れをとらないために、健康づくり、まちづくり、労働機能向上や労働環境づくり、また、集い・交流に関して一体的かつ総合的な活動が必要であり、そのような活動の場として多機能複合施設として整備した。中小企業勤労者福祉サービスセンター移転等により、現在は、労働会館機能はなくなっている。				
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名	八尾市生涯学習センター条例

3. 施設データ

所在地	旭ヶ丘5-85-16			複合・併設施設 有無を【選択】 施設名を記入	有	学習プラザ 健康プラザ
敷地面積	3844.44	m ²	うち、借地面積		m ²	建築構造【選択】 RC造
延床面積	9904.57	m ²	/		建築年月(西暦)	1994年 4月
避難所指定【選択】	その他(その他具体名に記入)		(その他具体名)	第2避難所(福祉的利用)	管理形態【選択】	指定管理運営

1. 基本データ

施設	施設名	八尾図書館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	教育委員会事務局			
	課名	生涯学習課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民を始め、市内在学、在勤者等を対象に、生活に役立つ多様な資料を収集整理し、貸出等を行う図書館サービスを通じて、市民等の読書意欲、生涯学習意欲をさらに向上する場となることを目指す。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方	市内全域に図書館サービスを提供するため、徒歩15分程度、固定館から半径1～1.5kmを主な図書館利用圏域と想定し、市民ニーズや利用状況等を踏まえ、総合的・効率的に配置を行う。			

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	大阪府の行政指導に基づき開設された公民館図書室を前身とし、市立図書館の設置を求める市民の要望に応えるべく、八尾市立図書館設置計画協議会の諮問を経て、図書館法に基づく市内初の図書館として昭和53年1月に開館。平成26年4月に建替移転をし、市内図書館の中央図書館的機能を有する図書館として開館。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市図書館条例

3. 施設データ

所在地	本町2-2-8		複合・併設施設 有無を【選択】 施設名を記入	有	八尾市立青少年センター	
敷地面積	1,210.56	m ²	うち、借地面積		m ²	建築構造【選択】 SRC造
延床面積	3,836.95	m ²			建築年月(西暦)	2014年 3月
避難所指定【選択】	その他(その他具体名に記入(その他具体名))		市役所本庁舎代替施設候補	管理形態【選択】	直接運営	

1. 基本データ

施設	施設名	志紀図書館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	教育委員会事務局			
	課名	生涯学習課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市民を始め、市内在学、在勤者等を対象に、生活に役立つ多様な資料を収集整理し、貸出等を行う図書館サービスを通じて、市民等の読書意欲、生涯学習意欲をさらに向上する場となることを目指す。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方	市内全域に図書館サービスを提供するため、徒歩15分程度、固定館から半径1～1.5kmを主な図書館利用圏域と想定し、市民ニーズや利用状況等を踏まえ、総合的・効率的に配置を行う。			

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	昭和61年に開設された志紀分室の業務を引き継ぎ、周辺地域の人口増加にあわせて地域図書館としてさらなる機能を充実させるため、府営住宅の建設と同時に計画され、市内南東部のサービス拠点として平成8年に開館。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市図書館条例

3. 施設データ

所在地	志紀町西1-3			複合・併設施設 有無を【選択】 施設名を記入	有	志紀府営住宅	
敷地面積	—	m ²	うち、借地面積		m ²	建築構造【選択】	SRC造
延床面積	1431.45	m ²			建築年月(西暦)	1996年	9月
避難所指定【選択】	指定無し				(その他具体名)	管理形態【選択】	直接運営

1. 基本データ

施設	施設名	埋蔵文化財調査センター			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	観光・文化財課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	本市の埋蔵文化財の調査、研究並びに出土品等の整理、保存及び活用を図り、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	西郡廃寺や萱振遺跡など埋蔵文化財の豊富な地にあった、廃園した保育所を埋蔵文化財調査センターへの改修を行い、地域の埋蔵文化財の調査・研究及び保存、活用を行う拠点施設として平成8年度に設置。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例

3. 施設データ

所在地	幸町4-58-2			複合・併設施設 有無を【選択】 施設名を記入	無	
敷地面積	2703.13	m ²	うち、借地面積		m ²	建築構造【選択】 RC造
延床面積	1853.13	m ²			建築年月(西暦)	1975年 3月
避難所指定【選択】	指定無し		(その他具体名)		管理形態【選択】	指定管理運営

1. 基本データ

施設	施設名	しおんじやま古墳学習館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	観光・文化財課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	心合寺山古墳に関する資料の展示と普及啓発を通じて郷土の歴史と文化を広め、市民の文化の向上に資するとともに山ろくの史跡や自然に触れ合う場の拠点施設とする。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	文化財保護法第109条により指定されている国史跡心合寺山古墳のガイダンス施設として設置。利用者に心合寺山古墳を紹介するだけでなく、周辺史跡散策の拠点施設として位置付けられている。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立しおんじやま古墳学習館条例

3. 施設データ

所在地	大竹5-143-2			複合・併設施設有無を【選択】施設名を記入	無	
敷地面積	1398.48	m ²	うち、借地面積	466	m ²	建築構造【選択】 RC造
延床面積	360.92	m ²			建築年月(西暦)	2004年 2月
避難所指定【選択】	指定無し				(その他具体名)	管理形態【選択】

1. 基本データ

施設	施設名	安中新田会所跡旧植田家住宅			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	観光・文化財課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	大和川の付替えにより開発された安中新田と係わりの深い八尾市指定有形文化財である旧植田家住宅(旧会所継承建物)の活用と関連する資料の展示を通じて郷土の歴史と文化の普及啓発に努め、もって市民文化の向上に資する。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	八尾市文化財保護条例第4条及び第24条で指定されている八尾市指定文化財の建造物及び史跡である旧植田家住宅及び安中新田会所跡を活用するため、江戸時代の大和川付替えに関連する建造物と民具等の文化財資料の調査を行うとともに、展示・公開を行うために設置。				
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名	安中新田会所跡旧植田家住宅条例

3. 施設データ

所在地	植松町1-1-25			複合・併設施設有無を【選択】施設名を記入	無	
敷地面積	1492.82	m ²	うち、借地面積	0	m ²	建築構造【選択】 RC造
延床面積	597.10	m ²			建築年月(西暦)	2009年 3月
避難所指定【選択】	指定無し				(その他具体名)	管理形態【選択】

1. 基本データ

施設	施設名	歴史民俗資料館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	観光・文化財課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	市内に散在する美術、古文書、民俗、考古等の文化財等の資料を収集、保存するとともに、展示して広く一般に公開し、文化の向上と文化財の保護に資する。			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方				

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	八尾市の歴史を学ぶ文化財施設の中核とするとともに、山麓に多数分布する史跡散策の拠点施設を兼ねるため、現在の地に施設を配置。八尾市域の文化財の収集を行うとともに調査・研究を行い、文化財の展示、活用等を行う博物館相当施設として設置。			
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名 八尾市立歴史民俗資料館設置条例

3. 施設データ

所在地	千塚3-180-1			複合・併設施設 有無を【選択】 施設名を記入	有	高安コミュニティセンター			
敷地面積	1495.37	m ²	うち、借地面積	0	m ²	建築構造【選択】	RC造		
延床面積	1193.50	m ²			建築年月(西暦)	1987	年	3	月
避難所指定【選択】	指定無し				(その他具体名)	管理形態【選択】	指定管理運営		

1. 基本データ

施設	施設名	文化会館			
	施設分類	文化・スポーツ施設			
所管	部局名	魅力創造部			
	課名	文化・スポーツ振興課			
サービス概要	目的、機能、提供サービス	<p>本市における文化の情報と交流の場を市民に提供し、市民の自主的な文化活動の展開によつて市民文化の創造及び振興を図ることを目的として文化会館を設置。 大・小ホール、レセプションホールや展示室、会議室などが完備され、芸術文化公演や、市民の芸術文化活動の発表の場となっている。 平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者によって、会館の管理運営と芸術文化事業を行っている。 芸術文化事業は、第2次八尾市芸術文化振興プラン、文化芸術基本法、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律等をふまえ、公演事業だけにとどまらず、普及啓発事業、人材養成事業を行い、市民の心豊かな暮らしの創造に寄与している。平成29年度には、一般財団法人地域創造より「マネージメント力」で活力あるホール運営を実践したとして地域創造大賞(総務大臣賞)を受賞。</p>			
	想定圏域	番号記入	1	1. 広域(全市、市外) 2. 学校区(小学校、中学校) 3. 地域(1、2以外)	
	施設配置の考え方	文化会館が市民生活に根ざした文化的ニーズにこたえるために市民文化の拠点として、新しい文化創造の場で「個性豊かな文化的環境づくり」にふさわしく、市民の文化活動がより活発に発展するよう、八尾市文化の核としての施設づくりを目指した。			

2. 行政関与の必要性

法律的根拠等	設置の経緯、政策的な位置づけ等	<p>市民が「住み続けたい、住んでよかった」と思えるまちづくりをすすめる中で、「ものからころへ、経済的なゆたかさから精神的なゆたかさへ」と変化した市民の期待にこたえるべく、昭和54年から文化会館等の建設のために基金の積立を行い、文化会館建設市民委員会や市民文化会議、文化会館運営検討委員会を設置し、文化の担い手である市民と一緒に建設の検討を重ね、「文化会館建設基本構想」を策定し、文化会館建設に至った。 政策的な位置づけは、第5次八尾市総合計画のめざす暮らしの姿「芸術文化とのかかわりの中で、心豊かな暮らしが創造されます」、第2次八尾市芸術文化振興プラン、文化芸術基本法、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律、など。</p>				
	設置根拠	番号記入	1	1. 条例あり 2. 条例なし	条例名	八尾市文化会館条例

3. 施設データ

所在地	光町2-40			複合・併設施設 有無を【選択】 施設名を記入	無	
敷地面積	4689.69	m ²	うち、借地面積		m ²	建築構造【選択】 SRC造
延床面積	14658.40	m ²			建築年月(西暦)	1988年 8月
避難所指定【選択】	その他(その他具体名に記入(その他具体名))		帰宅困難者利用	管理形態【選択】	指定管理運営	